

# 東京市域擴張に伴ふ道路管理の問題

高 澤 義 智

東京府荏原郡品川町外八十一箇町村は、昭和七年十月一日を以て之を廢し。其の區域を東京市に編入したのであるが、之に依り多年の懸案たる大東京の實現を見るに至つたのである。其の結果人口は倍以上の約五百萬人となり、面積も七倍に増加したのであるから、諸般の行政上にも大なる變革を來した譯であるが、就中從來東京府知事の管理に屬して居た是等町村内の國道及府縣道は、道路法第十七條但書の規定に依り、東京市長の管理に移つたことは、東京府の道路行政に多大の影響を與へたのである。其の著しきものを擧ぐれば

(一) 新市域内に於ける國道は延長六二・三七〇米、府縣道は延長五六七、七七一米合計延長六三〇、一四一米であつて、其の修繕費は特定工事を除くも、年額約三十三萬圓餘に達し、之か維持費に從事する雇員以上の職員五十餘人外に工夫常夫二百四十餘人は、東京市に移管せらるべきものとなつた。

(二) 國道及府縣道の改修に付ては、府知事を事業執行者と指定せられたるものは別とし、其の他のものは昭和七年度乃至昭和十年度に於て七、一九八、八八六圓を以て改修工事を執行するの計畫を有し、多年精細なる調査を爲して

現に工事に着手中又は着手せんとするの状態に在り、之を廢滅せしめたる場合に於て、東京市長か新に之と同一の計畫を樹て、地方民の要望に副ふことを得るやは疑はしく、既定計畫に基きて土地の利用を制限せられたる者は、著しき損失を蒙ることとなるので、地方民に對しては一大特權とも見るべき既定計畫は、是非共引續き實現せしむる必要がある。

況や是等改修事業を廢止することゝすれば、雇員以上の職員五十餘人の整理を要するのである。

(三) 都市計畫事業として執行する國道及府縣道の改修は事業費總額一五八、五八八、九三七圓を以て二四三、〇三七米の區間を改良するもので、大正十年度着手以來近郊の道路交通を發達せしめたものが顯著であるが、昭和七年以降の事業費は一〇一、一八九、九二九圓で、昭和十四年度迄に執行する計畫である。所で本事業は事業執行者即道路管理者たることを前提として起興せられたるのであるから、

今次の移管に依り今後に於ける都市計畫道路の改修は、其

の執行上に一大障害を受くることは必然である。例へば道路改修費に對し道路法に基く國庫補助金の交付を受けられること、道路占用物件の改築除却を命ずることを得ざること、(從て工事上支障ある占用工作物を改築せしむるに當りては、相當の補償を必要とすべきを以て、不必要な経費の支出を餘儀なくせらるゝ虞あり)、工事期間中の交通の統制其の他維持管理の問題錯綜し、管理者たる東京市長との照復に時日を費し、執行の圓滑を欠くこと等である。

仍て昭和七年五月東京市域擴張の議内定するや、府會に於ては國道及府縣道の移管が府の公益に關すること、極めて重大なるに想到し、左の意見書を内務大臣に提出した。

府縣道ノ管理並費用負擔ニ關スル件意見書

本府荏原郡品川町外八十箇町村ハ本年十月一日ヲ以テ之ヲ廢シ其ノ區域ヲ東京市ニ編入スルコトニ決定シテ居リ爲之從來本府知事ノ管理シタル此等町村内ノ國道府縣道路線延長約百八十六里ニ貳ル道路ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依リ必然的ニ東京市長ノ管理ニ移り從ツテ其ノ費用モ亦道路法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ東京市長ノ統轄スル公共團體ノ負

據ニ歸スルモノナル處本府ニ於ケル都市計畫事業トシテ執行スル道路改修費ハ大正十年度以降昭和十四年度迄ニ一億五千八百五十八萬八千餘圓ヲ又其ノ他一般府縣道ノ改修費トシテ昭和七年度以降同十年度迄ニ七百二十八萬二千餘圓計金一億六千五百八十七萬圓ヲ以テ之カ改修計畫ヲ樹立シ居ルニ拘フ

ス此等府縣道カ遽ニ府知事ヨリ市長ニ移管セラレムカ實際問題トシテ當該計畫遂行上齋齋支障ヲ招來スルヤ瞭カニシテ延

テ府民ノ公益上重大ナル關係ヲ惹起スル次第付道路法ノ規定ニ對シ特例ヲ設ケ一定期間中（都制實施迄）舊町村ノ地域ニシテ新ニ市ニ屬シタル部分ニ存在スル府縣道ハ之ヲ町村内ノ府縣道ト看做シ之カ管理並費用負擔ハ從來逋取扱ヒ得ラル、様措置セラレムコトヲ望ム

右府縣制第四十四條ノ規定ニ依リ意見書提出候也

昭和七年七月六日

内務大臣宛

東京府會議長

達に影響する所が大なるだけ、幹線道路たる國道及府縣道の管理權の所在如何が、大問題となつたのである。此の時に當り東京市會に於ては、之に關し左の如き反對の意見書を内務大臣に提出した。

新市域ニ於ケル國府道管理權ニ關スル意見書

頃日東京府會ハ新市域ニ於ケル國府道管理ニ關シ現行法制ヲ改正シテ六大都市市長等ニ本市市長ノ權限ヲ縮少シ東京府知

事ヲシテ新市域ニ於ケル國府道ヲ管理セシメントスルノ意見ヲ閣下ニ提出シタリト聽ク其ノ動機ノ存スル所市域擴張ニ伴

フ府會權限ノ實質的縮少ト關係吏員失職ノ危惧ニ出テタルコト察スルニ難カラスト雖帝都交通統制ノ見地ヨリ考覈シ市域擴張ニ依ル行政ノ統一改善ノ上ヨリ觀察シテ斷シテ不當ノ見解タルヲ免レス抑道路ハ都市構成ノ基幹ニシテ特ニ大都市ニ於ケル道路ノ行政關係ハ交錯相聯繫スルノミナラス主トシテ

而して之と前後して、各郡町村長會に於ても郡内の國道及府縣道は、當分の内之を東京府知事の管理に屬せしむる様措置せられんことを、其の會の議決を經て府知事に陳情するなどのことがあつて、道路の改良が地方産業文化の發

國府道ト市道トニ依リ其ノ主體ヲ異ニスルヲ許サス以是道路法制ハ六大都市國府道管理權ヲ市道管理者タル市長ニ集中歸屬セシメタルノミナラス明治初年以來本市ハ市内一切ノ道路

自動車ノ許否道路占用關係、瓦斯事業、電氣事業報償關係等

市政重要ノ問題ニシテ道路管理權ニ關聯シテ解決處理セラレ

サルモノ少シ今次本市郊外都市化ノ高度ナル進展ニ伴ヒ之ヲ

市域ニ編入シテ交通ヲ統制シ新舊市域ヲ渾然一體タラシメン

トスルニ當リ新舊市域ヲ連絡貫通スル大動脈タル國府道ノ行

政ヲ舊態依然タラシムルガ如キハ帝都交通道路行政ニ關スル

限リ市域擴張ノ趣旨ヲ完全ニ沒却シ市民ノ利益ニ背反スルコ

ト甚大ナルモノニシテ本市ノ斷シテ容認スルヲ得サル所ナリ

若シ夫レ東京府會ニシテ眞ニ新市域道路施設ノ改善ヲ熱望ス

ルトセハ道路ヲ使用スル諸車ニ課スル府稅ヲ本市ニ移讓シ其

ノ財源ニ依リ本市ニ於テ新市域道路施設ヲ整備スルハ其ノ一

策タリ府財政ノ餘力ニ應シテ本市ノ交通施設ニ補助スルハ其

ノ二策タリ現ニ府ノ繼續事業トシテ執行中ニ係ル都市計畫銜

路及府道改修事業ニ關シ府吏員ノ失職府土木部行政組織ノ變

更工事引継ノ不便其ノ他ノ危惧アリトセンカ止ムナクンハ現

行制度中都市計畫法及道路法ニ於テ道路管理者ニ非スシテ道

路工事ヲ執行スルノ途存スルヲ以テ當分ノ内府ニ於テ其ノ改

修工事ヲ繼續執行スルハ其ノ三策タリ何ヲ苦シシテカ帝都國

府道管理權ニ關スル現行制度ヲ云爲スルノ要アランヤ希クハ

閣下宣シク清潔ヲ垂レラレ府會不條理ノ意見ヲ顧慮セラレシ

コトヲ

右市制第四十六條ノ規定ニ依リ意見書及提出候也

昭和七年七月十四日

東京市會議長

内務大臣宛

私は右府、市兩會の意見に付ては、其の當否を論議する

ことを避けるが、府會の意見は今回の如き市域大擴張の場

合に於て、府民の利害に緊密の關係を有する事項を可及的

平調に處理する暫定的措置として、洵に機宜を得た意見で

あると思ふ。果然東京府知事は府會の意見を以て、府政の

實情に鑑み極めて適切の事項とし、別に之と略同一趣旨の

上申書を内務大臣に提出したが、之は道路管理權に關する

重要事項であつて、之が解決迄には相當の困難な事情もある如く認められたので、第二段の方法として新市域内に於て執行する道路工事の施行を容易ならしむる爲、道路管理

權の一部を知事に付與せられたき旨を上申したのである。

尤も新市域内に於ける既定道路改修事業を知事に於て引續

き執行することは、東京市長に於ても異議の無いことであ

り又工事執行上必要なる限度に於て管理者の権限を、知事

に於て行ふことも事業促進上已むを得ざることゝ認めて、

提出者 牧野賤男外九名

本法ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京市長の同意を得たのであるから、スラノと進行することゝ思つて居たが、内務當局に於ては慎重に考慮せらるゝにや、東京府の希望する如き法令の改正が實現されそぞにも見えない。それでは新市域内の住民の休戚に關する」と大なるものがあるので、府會議員の熱心は遂に府に關係を有する代議士諸氏を動かし、折柄開會中の第六十三回帝國議會の衆議院に左の法律案が提出せらるゝに至つたのである。

#### 道路法中特例ニ關スル法律案

東京市區域擴張ノ際東京府知事カ現ニ執行シ又ハ既定繼續費ヲ以テ執行セントスル道路ニ關スル工事ハ引續キ東京府知事之ヲ執行スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ東京府知事之ヲ行フ

#### 附 則

議院の提出に係る本法案は元來一地方に關する事項であり、且其の内容も妥當であるので、極めて迅速に取運ばれて兩議院を通過し、昭和七年九月十四日法律第三十五號道路法中特例に關する法律として公布せられたのである。仍て府市間に於ては同法律に基き發せらるべき命令事項の内容に付て協議を遂げ、内務省に上申したが、内務省に於ても立法の精神に鑑みて、相當廣汎なる権限を付與するの方針を以て審議立案せらるゝ所あり、昭和七年九月三十日勅令第二百六十九號を以て道路法中特例に關する法律に依る命令の件を公布せられ、茲に東京市域擴張に伴ふ道路管理權の移動に關する暫定的處理方法は一段落を告げ我路政史の一頁に記録せらるゝこととなつたのである。今にして思へば市域擴張審議の際に、要路の當局者が此の方面の對策に注意し、篤と協議を重ねたならば、如斯手數は掛らなかつたかとも思ふ。遽莫本件の解決に至る迄の府會議員

並府關係の代議士諸氏の斡旋努力は素よりのこと、内務省  
關係官の好意ある措置に對しては、多大の敬意を拂はねば  
ならぬのである。

尙本法令に依り道路管理者として、府知事が管理權を行  
使する場合の細部に涉る府市間の協定事項は左の如くであ  
る。

昭和七年法律第三十五號ノ規定ニ依ル命令ニ  
關スル東京府知事ト東京市長トノ協定事項

一 占用物件ノ移轉改築ヲ命シ又ハ新ニ占用ヲ許可又ハ  
承認スル場合ニ於テハ其ノ位置ハ豫メ協定セル配置標  
準ニ依ルコト若シ之ニ依リ難キ場合ハ第九項ノ通知文  
ニ其ノ理由ヲ附記スルコト

五 勅令第一條第一項ノ告示區間ハ可成短區間宛ニスル  
ニト

六 前項告示區間内ト雖モ道路ハ出來上リ部分毎ニ逐次  
勅令第一條第二項ノ工事終了ノ告示ヲスルコト

二 國有鐵道法、地方鐵道法又ハ軌道法ニ依ル鐵道又ハ  
軌道力道路ヲ横斷シ又ハ道路ヲ縱走スルニ付東京府知  
事カ之ニ關シ道路管理者トシテ處分シ又ハ道路管理上  
ノ所見ヲ表示又ハ回答スル場合ニ於テハ東京市長ノ意  
見ヲ徵スルコト

三 水道事業、瓦斯事業及電氣事業等公益事業ノ爲ニス  
ルモノ又ハ街燈柱、建穴函ニシテ止ムヲ得サルモノヲ  
除外外永久的又ハ長期間ニ亘ルヘキ性質ノ道路占用ハ  
可成許可又ハ承認セサルコト若シ止ムヲ得スシテ許可  
又ハ承認スル場合ハ東京市長ト協議スルコト

四 現實ニ工事出來上リタル部分ニ於ケルモノハ臨時又  
ハ短期間ノ占用ト雖其ノ許可又ハ承認ニ付テハ東京市  
長ト協議スルコト

東京市長ニ假引繼ヲ爲シタル道路ニ付テハ東京府知事

ニ東京市長ノ進達ニ依リ勅令第二條第一項第二號、第

三號、第五號、第七號、第十二號ノ處分ヲスルコト

八 道路臺帳ノ調製ハ東京市長ト協議セル所ニ依ルコト

但シ道路臺帳ニシテ勅令第一條第二項ノ規定ニ依ル工

事終了ノ告示迄ニ完成セサルモノハ引續キ東京府ニ於

テ調製スルコト

九 勅令第三條ニ依ル處分ノ通知ハ處分後十日以内ニ發

スルコト、シ其ノ通知ハ占用ノ許可又ハ承認指令書ノ

寫ヲ送付スルコトニ依リ之ヲ爲スコト但シ第三項前段

ニ依ル占用及國ノ事業ニ屬スル占用ニ付テハ其ノ願書

又ハ照會書類ノ副本ヲ添付スルコト

前項ノ場合ニ於テ出願書又ハ照會書ヲ變更セシメ又ハ

圖面ヲ訂正セシメテ許可又ハ承認シタル場合ハ其ノ變

更シタル書面又ハ圖面ヲ添附スルコト

十 地下埋設物ノ占用ニ付テハ東京市長ト協定セル所ニ

依リ出來上リ配置圖面ヲ調製シ之ニ工作物ノ種類、大

サ、深サ等必要ナル寸法ヲ記入シ東京市長ニ送付スル  
計圖書ノ寫ヲ東京市長ニ送付スルコト

十一 工事終了ノ告示ヲシタル場合ハ其ノ道路工事ノ設  
計圖書ノ寫ヲ東京市長ニ送付スルコト

十二 第三項前段ニ依ルモノヲ除クノ外占用ノ願書又ハ

照會書ハ總テ東京市長ニ送付スルコト、シ第三項後段

及第四項ニ規定スル東京市長ニ對スル協議ハ其ノ願書

ニ對スル東京市長ノ副申ヲ以テ之ヲ爲スコト但シ占用  
ノ願書又ハ照會書ハ正副二通ヲ送付シ其ノ副本ハ東京

市ニ於テ保留スルコト

(七、一一、五)